

# じんけん ぶんか まちづくり

## とよなか人権文化まちづくり協会

第 26 号 (2010年3月)

### な い よ う

- 特集「元厚生労働省局長裁判傍聴メモ（虚偽有印公文書作成・行使罪）～崩壊する検察ストーリーを目の当たりにして～」/2
- このごろ「環境問題の取組みに思う」/9
- このごろ「『結婚』に思う」/10
- このごろ「一呼吸おいて考える」/11
- 報告「ひゅうまんプラザより」/13
- 楽遊ガイド「ホームレスの仕事をつくり、自立を応援する雑誌『ビッグイシュー』ふたたび」/16
- 報告「人権サロン～ハンセン病問題を考える～」/17
- 差別事件を考える「『人権まちづくりセンター』がない地図はどうしてできたのか？」/22
- 豊中地域から「本気の部落問題学習とは？」/24
- 蛍池地域から「『人権ネットワークまつり・2月ふれあい月間』に取り組む！」/25
- 資料室だより/27
- あとがき/28

## 元厚生労働省局長裁判傍聴メモ

(虚偽有印公文書作成・行使罪)

～崩壊する検察ストーリーを目の当たりにして～

2009年6月のある朝、元「厚生労働省局長逮捕」のニュースに映し出された映像が村木さんだった。即座に、「村木さんに限ってそんなことがあるはずがない」と思った。私の知る村木さんは不正をするような人ではなかった。都島の拘置所にも何度か面会に行った。そこでもいつもの私の知っている柔和な顔に会った。村木さんの指示で不正な公文書を作ったとされる係長が逮捕された。しかし、村木さんに指示したとされる元部長はなぜ逮捕されない。なぜ村木さんか、真実は何か知りたい、無実を見届けたいと裁判の傍聴を始めた。まだ1月末に始まったばかりで4人の証人尋問が終わり、6月まで毎月4～5回の公判は続くが、今の時点でもすでに冤罪が作られる一つの過程が見えてきたと思った。正確さにはかけるが、私が目で見た、聞いた裁判を私自身のためにも記しておきたいと思った。

【林 誠子 (理事)】

### 1. 事件の概要

偽の障害者団体「凜の会」を作って低料金第3種郵便を悪用したとして、すでに偽の障害者団体「凜の会」の2名が逮捕・起訴されている。村木さんが虚偽有印公文書作成を係長に指示し、凜の会会長に渡した罪に問われた事件である。

検察側冒頭陳述の事件概要には次のように記されている。

被告は当時、厚生労働省障害保健福祉部企画課長として障害者団体の申請に基づき低料第3種郵便に関する公的証明書の発行に従事していた。共犯の上村勉は同課社会参

加推進室係長、河野克史は「凜の会」発起人、倉沢邦夫は会長だった。凜の会は障害者団体としての実態はなかった。

### 2. <河野証人> 尋問傍聴 (2月2日) 自分が受け取ったのではない

公判1日目の1月27日は、傍聴希望多数で抽選だった。残念ながら私は抽選はずれでこの日が始めてである。河野証人は、村木さんとの接点はない。障害者団体の実態も実績もないので証明書の発行を受けるのは難しいとの認識は最初からあったという。

河野は、低料第3種郵便を悪用するために石井一国会議員へ口添えを依頼するよう倉沢に指示し、不正に証明書の発行をさせ悪用したというもの。河野は倉沢への指示も不正使用も一貫して認めながら、①厚労省から証明書を発行するとの連絡があり、その電話を自分が受けたのか誰かほかの人が受けて自分に伝えられたのかはわからないが、証明書が発行される



ことになったことに対し倉沢にお礼の電話をした。②事務所で公的証明書が自分がコピーしたことは明確に覚えているが、それが郵送されてきたものか、誰かが受け取りに行ったものか、事務所のどこにどのように置かれていたものかについては全くわからない、私は受け取っていないと強調した。

民主党国会議員の元秘書の倉沢に働きかけてもらったということ、そのルートで「政治案件」だったと感ぜられるように証言させること、だから村木さんが関与しているという結論につながるのが検察側の意図だと思われる検察側尋問であった。河野証人自身が上村係長に強く迫って証明書を作らせ、自分が受け取ったという「虚偽有印公文書作成・行使」では、検察にとっての意味ある起訴にならないということなのだ。民主党国会議員の元秘書の介在が不可欠な検察の作成ストーリーとみた。

### 3. <倉沢証人>尋問傍聴（2月3日・4日）

**村木さんから受け取った、会話してない、名刺交換してない**

凜の会代表の倉沢とは、どんな人なのだろうか、この人はどうしてもこの目で見ておきたいと思っていた。検察側・弁護側双方申請の証人である。河野証人によると「私はきついことを言うが、倉沢さんは議員秘書で経験豊富で、人格的にも穏やか…役所にも詳しいから議員への口添えや厚生労働省への申請を頼んだ」という。

74歳、ゆっくりした動きの人が入ってき



た。証言では倉沢証人は、厚生労働省で村木さんから自分が証明書を受け取ったとしながら、供述調書にある手渡しされる際の「なんとかご希望に添える形に…」という会話などは、なかったと証言した。手渡し場面の倉沢の証言は、簡略な部屋の図面を示しながら、立ち位置や周囲の状況からも矛盾に満ちており、彼が村木さんから受け取ったこと自体が嘘であり、会話も含めて検察の作文であることが強く感じられた。供述調書では村木さんとは二回会っていることになっているのに証言では不思議なことに一度も名刺交換したことはないとも。課長である村木さんが、誰かわからない人の要請を受け、誰かわからない人に証明書を渡すことなどありえない。議員の口添えによって作られた不正な公文書とすればなおさらである。

取調べの検事調書には村木さんが倉沢を元部長のところに案内し、倉沢が証明書の発行を要請したとされていたのだが、課長席の隣が部長室であることを知っているかと聞かれて知らないと言い、倉沢は元部長には会ったことがないと証言した。これらのことは、村木さんの関与はなかったことをますます明確にする結果となってき

た。

倉沢が村木さんから受け取っていないのに検察側の作ったストーリーに沿い、受け取ったことにして辻褄を合わせようとしたことが破綻したことを物語る。

石井議員に会いに木村証人と一緒に行った、村木課長から証明書を受け取ったとしながら、手渡しの時会話がなかったこと、部長には会っていないことなど、いくつもの点で供述調書の内容を否定した。「供述調書の署名・指印はあなたがしたのですね」「はい」、なぜそのような間違っただ内容の調書に署名したのかと問われ、倉沢証人は「逮捕され動揺していた。拘留され不眠症になり、精神的に不安定だった。投げやりになっていた」と。さらに、自分の記憶と違っていても、検察の"お調べ"で関係者が認めていることだと言われてサインしたと、こういう。

尋問を聞いていてとんでもないことを知ってしまった。

自分で数え切れないくらいたくさんの会社の役員の肩書きを持ち、その名刺を使い分けて暮らしている怪しげな仕事振り。弁護士に「おそらく100種類以上あなたの名刺はあるんじゃないですか」と言われ、「はい」とうなづいた。それは会社の登記簿上のものではないと証言、名刺は近くの名刺工房でスピード作成して使うのだそう。

名だたる企業との打ち合わせなどの日程も、いつも当日の朝出勤してから、その日のことを電話で連絡して行っていると証言。だから、村木さんから証明書を受け取る

時もアポも取らず直接行ったと。どの企業でもあり得ないことだ。アポもない人をフリーパスで厚生労働省に入れることなど今も、かつてもないことを平然と言う。

検察は、供述調書を認めさせてしまうために、まだまだ私の知らない弱点をいくつもつかんで使ったのだろうか。

弁護側尋問で「事前に検事さんと打ち合わせをしたか」と聞かれると、「していません」と嘘を言い、あわてて検事が「打ち合わせはしたでしょう、正直に答えるよう何度も言いましたね」といわれ、検事との打ち合わせをすることは「良くないことかと……」と消え入るような小さい声で答える。検察側にとって良くないことは言わないように、検察の意向に基本的には沿うという姿勢をまだ変えていない。そのため何人もの人を罪に陥れることになっていることを証人はどう思うのだろうか。

#### 4. <塩田証人> (元部長で村木さんの元上司) 尋問傍聴 (2月8日)

すべては、虚構だったと思った… 検察物語の根幹崩壊

民主党石井一国会議員から電話を受け、村木さんに対応を指示したとされる上





司で  
あった  
元部長  
の塩田  
証人の  
尋問

問で、うそで塗り固められた物語が崩壊していく過程を見届け、実際に作成した人が誰にどのように追い込まれていったのか明かされることを期待して傍聴席に着いた。私が注目して聞きたかったことは供述調書にある以下の3点がどう証言されるかだった。

①石井議員から電話要請はあったのか。

②村木さんに対応を指示したのか、しなかったのか。

③証明書ができたことを石井議員に電話報告したのか。

すべては取り調べ検事が言ったある前提とひとつの思い込みに基づくもので本当の自分の記憶ではないと、塩田証人は三点すべてを否定した。

検察は「供述調書に指印を押したのは、あなたですね。間違いありません」と繰り返し尋問していく。そのたびに、塩田証人は以下のような趣旨の証言を重ねた。

- ・ 指印を押したことに間違いはありません。しかし、その内容は違います。
- ・ 石井議員から電話があったといわれると、国会対策は自分が対応していたので。電話に出たのも自分しかないと思い込んでいた。本当の記憶とは違

う。

- ・ 村木さんに指示したというのも幻想で、自分が石井議員から電話を受けたという前提でそう思った。受けたなら通常、対応については課長に指示するものだから。しかし本当の記憶では指示していません。
- ・ 証明書ができたことを石井議員に電話報告したことになっているのは、取調べ検事から「4分余の電話交信記録がある」と言われ、それなら自分がしたのだと、交信記録があることを前提に答えたものだ。記憶にはない。
- ・ 何度も交信記録を見せてください、といったが見せてもらってない。
- ・ 公判担当の検事から昨年12月ごろ交信記録はないと聞き、大変驚いた。

検事からの尋問にこのように答え、開廷から一時間あまりたったころ、塩田証人は「すべては、壮大な虚構だったと思う」と。塩田証人は検察側との事前の打ち合わせを断っている。

この日の証言は、供述調書を覆す覚悟の出廷だったと思えた。最後に弁護士が、検事に対し「交信記録はないと考えよう」と確認をした。検事は「無い」と回答。

この瞬間、検察の嘘の説明、その前提の上に供述させた検察物語は崩壊した。調書というのは本人の口から語られたことがつづられるのではなく、検事の提示する情報と状況設定を前提に、その中で作られた細部を含めて検事が語り、「はい」、「そうだと思います」などを本人に言わせ、まるで本人の語りのように繋いで

いき、指印を押させるものなのだと知らされた。

## 5. <村松元係長証人>尋問傍聴（2月16日）

### 村木さんの指示受けていないと供述調書否定

真冬の再来のような寒い朝、偽の証明書を作成したとされる上村係長の前任者の村松係長の証人尋問が始まった。前回の公判で村木さんの元上司塩田元部長の証言により、電話の更新記録があるという検察の虚偽説明が明らかになり、「すべては壮大な虚構だったと思う」「村木課長に指示はしていない」と検察側主張を覆す証言があった後だけに、今回は前回より傍聴席の人も増えた感じであった。

村松証人の証言は私には聞こえにくいだけでなく、あいまいでわかりにくく、つかみ所のない証言が多いという印象であった。私はどこか疑いながら証言を聞いている自分に気づく。それでも今回も、村木さんの指示は無かったと供述調書の一部を否定、村木さんが無罪だという点では、これまでの三人の証言と共通している。

○村木さんから指示はまったく受けていない。

○倉沢に証明書の申請手続きの説明の時、実態のよくわからない団体だと思ったことや、わかる書類を出すよう言った後、この件について村木さんには何も報告もしていない。

○したがって、報告したとき「ちょっと大変な案件だけどよろしくお願いね。」と言

われたと供述調書にあるがその事実はない。

○村木さんは冤罪じゃあないかと思う。

その一方で、これは国会議員案件だと当初から思っていたような証言がしばしば聞かれたが、いつ・誰からそのことを聞いて受け止めたのかは明確でない。事前に北村課長補佐から「近々証明書の依頼にくるよ」と聞いたような気がする、その時議員案件と思っていたようにも受け取れる証言もあった。倉沢が2月下旬初めて企画課社会参加推進室に証明書の発行を依頼に来た時、国会議員の石井一事務所のものと名乗ったと言い、その時点で議員案件と認識したようでもあり、どの時点で誰の言葉で国会議員案件との認識をしたのかあいまいである。にもかかわらず、後任の上村に引き継ぐ時には、必要書類が出たら証明書発行をするように言い、ただし、石井議員絡みであること、凜の会の実態は良くわからないので慎重にと、口頭で引き継いだとも言う。「上からきた案件」と言ったのではなく議員案件と言ったとも証言。これは、自分の上司に当たる課長補佐や課長、部長などの上司ではないということの意味し、自らが



上司以外の誰かから議員案件として受けた可能性も含む。議員案件なら、必ずそうしなければということはなく、基準を満たしていなければダメな理由をいえば議員はわかってくれるし、取り調べでも言ったともいう彼の証言の意図はわからなかった。

村松証人は、公判前の弁護側からの打ち合わせの要請を断っていた。理由を聞かれると「自分は検察側証人だから」と。検察官があわてて「それは悪いことではないんですよ」と。彼は一体何を恐れて真実を言い切らないのだろう。私が知りたいのは、真実であり、物語の作られた背景である。村松証人の話はとても疲れた。

## 6. <木村証人>尋問傍聴（2月17日）

### 石井一事務所に私は行っていない、映像が全く浮かばない

村松証人の証言の不快感が残ったまま法廷に向かったが、始まってみるよきのことは忘れて証言に耳を傾けていた。木村証人は、倉沢、河野と共に凧の会を



設立したメンバーの一人で、凧の会の会報紙を作ることを担当していた人物である。元業界新聞の記者だったとい

う。

第3回公判で証人にたった凧の会会長倉沢が、石井一国会議員に厚労省への口添えを頼みに行くとき同行したと証言した人物である。

木村証人は検事の質問にも弁護士の質問にも明確に答えた。「石井一事務所に私は行っていない、映像が全く浮かばない」と。その理由として、倉沢は顔が広いこともあり国会議員、厚生労働省への申請などが任務、河野は司令塔の役割、私は広報紙「凧」の作成と明確に任務が違っていたから。

取調べの検事から「国会議員の石井事務所へ倉沢と行っただろう」と言われたが否定した。しかし、供述調書に石井一のところへ行ったと書かれているので、「違うでしょ、それは検事さんの作文でしょ」ときつく言ったが、「お前は間違いなく行っている。」と聞き入れてもらえなかった。検事は立ち上がり、声を荒げ、机をそのたびに叩かれ圧力を感じたと証言した。

今回、この場で改めて倉沢と一緒に石井一国会議員に会いに行ったかと聞かれ、「石井一事務所に私は行っていない、映像が全く浮かばない」と供述調書の記述を否定した。

### なぜ、供述調書にサインしたか

木村の言い分は聞き入れられず、石井一国会議員に倉沢と共に口添えを依頼するために会ったということは調べる前から書かれていたと言うのだ。「検事さんの作文でしょ」と言うと、「いいんだ、いいんだ。これにサインすれば」と言われたとも証言。署名するしかないと言った。しかし、

自分の意思に反するので取り調べ後直ちに弁護士に相談・依頼し、抗議の申し入れ書を検察庁に送ってもらったという。

村木さんにはきょう初めて会った。「なぜ今朝、村木さんに会釈をしたのか」と聞かれ、良かれと思って団体をスタートさせたが、局長にも上村さんにも大変なご迷惑をかけたので、心からのお詫びのつもりで会釈をしたと述べた。

今回もやはり供述調書がいかに事実とは無関係に作られるかということを知られた一日だった。なぜ検察はその物語が必要なのか。北村課長補佐は、石井一国会議員絡みの団体だと事前に知っていたのか。後任の上村係長は、当初村木さんから指示されて、虚偽証明書を作成していたが、その指示は無かったと姿勢を一転させて証言するものと報道されている。では、上村係長は誰のどのような圧力で虚偽証明書を発行したのか。石井議員の証言では、何が聞けるのか、これから、まだ眼が離せない。

## 7. 終わりに

裁判が終結していない段階で私的メモに基づく感想を書くことには戸惑いもあったし、村木さんの関与があったかどうか以外の、多くの証言は割愛したものになっていることをお断りしておく。しかし、今回までの傍聴だけでも、供述調書というものが如何に検察の描くストーリーに基づいて作られたものに成りうるかということを強く感じた。取調べでは、当事者が触れられたくないことがなにかということを検察は事前に調べ上げ、それらをちらつかせながら、



また、嘘の情報を提供しながら作文に同意させていく手法にも気づかされた。

ここには書くことをはばかれ書いてはいないが、他に詐欺まがいのことをしている、もらってはいけない人から金品を受け取っているなど叩けば埃の出る人はいる。今回の事件でも、そうした人に物語に沿う証言に同意させ、狙いを定めた無実の人、村木さんを罪に陥れていこうとしている。一貫して関与を否定し、無実であることをここまで主張してここまで来るには、決してあきらめない、屈しない強い意志が必要だったのだと強く思った。そして叩いても埃の出ない生き様も土台と成っていると。

いつ、誰が、このようなことに巻き込まれるかわからない。新聞やテレビで見る“逮捕”の報道を鵜呑みにしてはならないと肌で感じた事件だ。鵜呑みにしないことで何人もの人権を取り戻せるかもしれない。今、マスコミのこの事件への報道のトーンが変わってきた。無実の証明と共に、作られた検察物語の背景が明かされなければ終結とは言えない。一人でも多くの人とこの事件のことを通じて人権と取調べ・裁判について語りたい。

先日、あるビール工場の見学の折、この工場で排出される廃棄物を36種類に分けて100%リサイクルしていますと説明があった。100%リサイクルとは感心するが、いささか疑問も残る。排出された廃棄物をすべて自社で再生できれば、100%リサイクルと言えるが、それは不可能である。業者に渡して、その後の確認マニフェストが無ければ課題が残る。この工場のみならず一般的な視点から、数多くある環境問題の疑問点の一部を考えてみたい。



**レジ袋追放が石油の消費量の減少になる。**

原油からガソリンやプラスチック、繊維、ゴムなどを製造する過程でできる余剰副産物からポリエチレン袋が生産されている。レジ袋追放即石油の消費量の減少に貢献するとは思えない。レジ袋は家庭のゴミの排出に再利用されている。レジ袋追放の結果、別途専用のゴミ袋やエコバッグを作れば結果は大同小異だろう。

**マイ箸で森林資源を守る。**

割り箸は日本古来の文化である。昔は国産の割り箸だったが、今は輸入品が趨勢を占める。生産コストの安い海外に頼るから、材木にできる樹木を伐採して割り箸をつくるため、森林資源が枯渇するという。日本の森林資源の政策と未来を見つめる必要がある。森林を育てるには間引きや枝打ちなどの手入れが大事である。その間伐材や端材で割り箸を作っていた。少子高齢化の進む山村の村おこしにも役立つよう環境に関わる国の予算の一部を林業に助成し、割り箸はすべて国産化したらどうだろう。山を手入れすれば杉花粉の減少にもなるだろうし、松茸も豊富に採れるという。

**バイオエタノールの将来**

とうもろこしなどの食料品から自動車燃料を生産して、地球温暖化を阻止する狙いだが、一方では地球上で飢餓に苦しむ1500万人の命と引き換えになってはいないか。このバイオエタノールの生産計画は、海外の石油団体と農業団体の談合ではないだろうか。この計画によりとうもろこしや小麦の生産価格が高騰した。昨今、電気自動車が脚光を浴び、バイオエタノールは影が薄くなったが、小麦などの価格は高止まりである。

**ペットボトルのリサイクル**

リサイクル率10%以下という。残り90%以上は焼却か廃棄と思われる。以前は外国へ違法に流れていたといわれる。検証が望まれる。

その他、古紙の回収や家電リサイクルなど環境問題の取り組みに疑問を抱くことは、皆様も多くお持ちではないでしょうか。環境問題を否定するつもりは毛頭ありませんが、うわべだけの情報で自己満足しては根本的な解決につながらないと思います。

【田中 渡（評議員）】

結婚のことをよく考えるようになった。自分の結婚を考えることもあるが、他人の結婚をいろいろ思い巡らすことが多くなった。しかし、本当のところは他人の結婚観はわからない。それが、結婚の素晴らしさでもある。夫婦のお互いへの理解と長年連れ添った間の生活そのものの日々の出来事の蓄積としての経験と歴史。これはとても味わい深いことである。でも、このごろ結婚たるものがなんだか薄れてきているように思える。

最近、結婚しない若者が増えていると報道されている。私の周りにも何人かいる。その人たちの親には自分の娘や息子のためにいい相手がいるはずだが、「良い」結末に向かう様子は一向にないと心配したり、不安になったりしている方もいる。親という者は、初めから終わりまで子どもの幸せを願う存在ではあるが、結婚をしない子どもを放っておけない気持ちでいっぱいになるようである。

次のような発言を聞いて考えさせられたことがある。

名の通った会社の社長が、息子の結婚相手についてひとつだけ欠点があると述べたのだが、それはその人の身長のことだった。小柄な人だったらいい。小柄が欠点かどうかは別として、人の身体のことには口にしてはならないと育てられた私には、驚きだった。余程背の低い女性かと想像し、聞いてみたら、そうでもなかった。し

かし、子孫に影響が出るとのことであった。もし、見合い結婚で、それが成立しない理由のひとつにでもなるのなら、受け入れられないと思う。

また、異文化・異国籍の2人が結婚へと進まない理由として、（子どもの幸せを願うはずの）片方の親が同じ文化背景・同じ国籍を持つ相手でなければ祝福出来ないと言い切る姿。その親は、子どもが選んだ結婚相手に戸惑いを感じるのであろう。この親の態度にも戸惑いを感じる。

生き方の自由を守り保障するのが人権尊重であるとは言っても、実際問題それが家族（あえて、「家」ではなく）内に不和をもたらし、家族の存続を不可能にせしめている場合もある。

今の時代のこの社会、結婚が当たり前でなくなってきている。しかし、あまりにも多くの人が連れ合いを持たない人生を歩んでいくと、老後を迎えたときには、生き甲斐を感じにくくなるのではないかと心配するこのごろである。



【藤田哲也（評議員）】

今この原稿を書いている時点での世間の一番の話題と言え、なんといってもカナダ、バンクーバーでの冬季オリンピックです。私自身はテレビをあまり見ませんし、それほどウィンタースポーツに興味があるわけではないのですが、それでも、「モーグル4位の上村愛子は惜しかったなあ」とか、「フィギュアスケートの高橋や織田、浅田や安藤はメダルが取れるのかな?」、というぐらいの関心はあります。

さて、今回のオリンピックで、競技以外のところで話題となっているのがスノーボードハーフパイプの国母和宏選手の言動です。バンクーバーに向けて成田空港を出発するときに、ネクタイをゆるめ、ズボンをお腹まで下げるいわゆる“腰パン”姿で登場したことに端を発し、その後、「ちっ、うっせーな」「反省してまーす」という発言があったとかで、電話やメールで批判が集中しているそうです。テレビのワイドショーなどでも、その部分だけが切り取られ、繰り返し放送されている、と新聞には書いてありました（私はワイドショーなどを見ないので、実際にどのような扱いなのかは想像の域を出ませんが…）。

そのような報道を見聞きするにつけ、何とも言えない気持ち悪さ、舌がざらついたようなすっきりしないものを感じてしまいます。もちろん、“腰パン”で「反省してまーす」なんて、ずいぶん子どもじみてるなあ、とは思いますが、それをもって、電

話やメールで抗議したり、国会で取り上げたりするほどのことなのかなあと感じてしまいます。1月から2月にかけての横綱朝青龍騒動のときも、似たような気持ち悪さを感じました。

電話やメールでの抗議というのは、「許せない！黙ってられない！」という気持ちでおこなわれるのでしょうか、その匿名性（責任が自分にはふりかかってこない）や報道されている一面しか見えてこない中でおこなわれることに対して、すごく危ういものを感じます。また、すべてではありませんが、一部マスコミのいかにも「自分たちは正義の伝達者」といわんばかりのニュースの取り上げ方、切り取り方にも、「ほんまにそこまで言える自信があるんかいな。批判するだけでなく、その問題に今後向き合っていく覚悟はあるんかいな。」なんて思うてしまうのです（そんなことを感じていたらマスコミの仕事が成り立たないのかもしれない）。

次頁に続く



(インフルエンザ感染が確認された)生徒らが帰国した(5月)8日以降、52件の電話が全国から寄せられた。府や学校にも計100件超の電話が寄せられ、多くが行政や生徒らを批判する内容だったという。

「成田から帰ってくるな」「どうしてあんな学校がカナダ留学にいくのか」といった理不尽な電話や、「なぜマスクをしなかったのか」「早く帰国させるべきだった」といった留学中の行動にも批判が寄せられた。「謝れ」「賠償しろ」「バカヤロー」といった罵声(ばせい)を一方向的に浴びせたり、生徒や教員を個人的に中傷したりする内容の電話もかかっているという。(09年5月14日インターネット『産経ニュース』より)

これは、昨年5月に国内で初の新型インフルエンザ感染が確認された頃のニュース記事です。不安にあおられた中での無責任な抗議や批判が、偏見や排除につながり、多くの人(中学生や高校生を中心に)を著しく傷つけてしまった、つまり、多くの人の人権を侵してしまった出来事でした。

もちろんインフルエンザのこと、朝青龍のこと、国母選手のことそれぞれ中身が違うので一概には語るできません。しかし、世間の風潮やマスコミの報道

に対して、すぐに飛びつくのではなく、「ほんまかな?」と一呼吸おいて考えてみることは大事なことではないかな、と一連の出来事からは感じます。

抗議や批判ということとは違うのですが、私自身仕事上、子どもに接したり、多くの方にいろいろな発信をしたりすることが多いです。無自覚のうちに、人権を損なうことをやっていないかどうか…失敗を重ねるたびに、ていねいな自分でありたいなと思っています。

---

## 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」 電話相談のご案内

---

### 【こころの電話相談】

●大阪府こころの健康総合センター(こころの電話相談)

TEL 06-6607-8814 平日/9:30~12:00、13:00~17:00

### 【24時間電話相談】

●関西いのちの電話 TEL 06-6309-1121

●大阪自殺防止センター TEL 06-4395-4343

●フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」 TEL 0120-738-556

毎月10日のみ/8:00~翌日8:00(24時間)

### 【こころの救急電話相談】

●こころの救急相談(大阪府・大阪市・堺市)

TEL 06-6945-5000(24時間)

どこかに「救い」がある、そのことを知るだけでも、人は救われることがあるのではないのでしょうか。

## 報告

### 「ひゅうまんプラザ」より



2月17日、「ひゅうまんプラザ」主催の講演会、「婚活時代の結婚差別～差別の存在とその乗り越え方をめぐって～」という題で京都教育大学の伊藤悦子さんの話を聞いた。平日の昼間ということもあってか、年配の方が多く見受けられたが、中には赤ちゃんを連れての方もいらっしや、結婚差別問題への関心の高さが伺えた。

#### 【森山輝子（事務局）】

の初婚年齢は男性が31歳、女性が29.4歳となっている。生涯未婚率（50歳まで）は男性が16%、女性が7.3%となっている。早い結婚が良くて遅い結婚や、未婚がダメと言っているワケではない。「しなければならぬ」とされていた結婚が、自分の人生の一つの選択肢、結婚だけが人生じゃないというふうに変化してきた結果ではないだろうかとおっしゃっていた。

#### 結婚をめぐる状況

「婚活」とは、ひらたくいえば結婚活動のことをいう。就職活動を就活と略すことに見立てた造語である。最近やけに面白い言葉が多い。「草食系男子」や「肉食系女子」、「鉄男」に「歴女」。新しい言葉を生み出し、新たなビジネス展開をすることで景気回復を狙っている企業が多いのだろうか？それに飛びつくメディアの必死さが笑える。

見合い結婚の多かった戦前に比べると、今では恋愛結婚は80%を超える。出会いを求めてコンパや飲み会に参加し、パートナーにふさわしいと思える人を探し、話し合い、結婚に向けて自ら活動することを婚活という。ちなみに就活、婚活の次は、「産活」という言葉が流行るのではないかとされているが、私個人的には「妊活」が流行ると思う。

結婚のあり方が様変わりする中で、部落問題や結婚差別をどう考えるかがこの日のテーマであった。結婚や家族をめぐる状況も大きく変わっている。1960年の初婚年齢は男性27.2歳、女性24.4歳だった。2005年の統計によると、結婚

親や親戚の言われるがままに結婚をしていた時代に比べると、今は女性自身も結婚というものに積極的に関わり、自分の人生を自分で決めるという人が増えているのである。中には結婚を決意する理由に妊娠というのが大きな関わっているのも事実だ。逆に言うと、理由がなければ結婚しない状況にあるということだ。しかし、10代のできちゃった婚が82.9%だということには驚いた。

#### 差別の現実

そして、やはり部落や在日コリアンの結婚にも変化が見える。昔、私の友人に「結婚相手は在日コリアンしか考えられない」と固く誓う男性がいた。彼は日本人と結婚することになった同級生の結婚式に招待さ

れたにもかかわらず、「あいつは売国奴だ」といって参加しなかった。これも戦前、戦後まもない頃なら共感する人も多かっただろうが、今の時代で彼のこの価値観に共感する人は少ないだろう。その後、彼がどのような人生を辿ったのかは知らない。在日コリアンにおいては、今では約9割が日本人との結婚となっている。ここでは詳しく触れないがそれはそれで仕方がないことなのだ。

部落の通婚率は全国的にも都市や農村部においてもあがってきているようだ。20代30代の通婚率は6割方、いずれかが部落外という数字になっている。資料の中には結婚における被差別体験についての表がいくつか入っており、同和地区出身者の差別体験よりも、やはり地区外の人間が、家族や親族から反対されるケースが多く見られた。

しかし、伊藤さんは自分自身で大学生からの聞き取り調査をおこなっており、その中には同和地区出身であることを相手に告げて、結婚を反対された場合の回答に「そんな小さいヤツはいらない」「こっちからお断りだ」といった、強い主体性を持っている学生が多かったという。今まで



は切られる存在だった被差別部落が、相手を切る方になっていたり、相手を試している側面も見えてきている。自分の出身を含めて、自分の全てをわかってくれた上で結婚を望む人が増えてきているという。その結果、部落出身であることを告げることで結婚が破談となることも増えている。

しかし、言わないで葛藤を持つより、言って共通認識を持ってもらいたい、自分を知ってもらいたいという意見も多かったようだ。少しずつ部落問題を知ってもらうきっかけにもなる。結婚をめぐる差別はなくなっているとはいえない。しかし、通婚率はあがり、30年前の厳しい状況よりは良くなってきているのは事実だ。

同和地区でなくても、家柄や職業などで結婚を反対されるケースはある。しかし、洋服を選ぶように、同和地区に生まれてくることを選んで生まれてきている人はいないのだ。たまたま生まれたのが同和地区、住んでいるのが同和地区というだけで、自分ではどうしようもないことを理由にNOを突きつけられるのはたまたまじゃない。彼氏と結婚を反対する両親を天秤にかけるのではなく、どっちが正しいか正しくないか、部落差別をする両親を説得するかしないか、大事なのはそこなのだ。

部落出身を理由に結婚を反対されたら、命を絶つか、駆け落ちするか、諦めるか。選択肢は3つしかなかったが、今はそうではない。個人個人も大事だが、やはり市や地域で何ができるかを考えて

いくことも必要だと締めくくられた。

言い方でひとくくりにしてしまうのはいかがなものかと不快感を覚えた。

## 話を聞いて

正直、どの立場で話を聞けばいいのか戸惑った。結婚差別の経験のある私に何を期待してどんな原稿を書けというのだと、事務局長が一瞬、鬼に思えた。話の中で気になったのが、できちゃった婚を「順番無視の結婚」と表現したことだ。私はその表現にとってもひっかかった。順番無視は言い過ぎではないだろうか？確かに順序は違っているかもしれないが、子どもを授かるということがどれだけ大変で、いかに素晴らしいことかご存じないのだろうか。避妊や妊娠の仕組みを知らずに望まない妊娠ゆえの結婚もあるだろう。しかし中には、妊娠がわかり結婚したものの、流産してしまうケースだってある。できちゃった婚の全ての人が出産までたどり着いているとは到底思えない。それを順番無視という

伊藤さんの話は歯切れもよく、わかりやすかった。聞き取りをおこなった若い世代の気持ちが手に取るようにわかり共感できた。自分の出身がどうであるということぐらいで結婚を諦めるような男は所詮そのレベルの男だと。器の小さい人間だと。そんな男はこっちから願いさげだと。表向きはそう言うだろう。しかし、自分自身の力でどうしようもないことを全否定される辛さや悔しさは言葉では表現しきれない。明るく振る舞っていても、心の傷が癒えるには時間がかかるのも事実だ。本人が口にしない限り、表面化しない問題だけあって非常にデリケートな問題であるが、心の病や自死という結末にならぬような取り組みを考えていきたいものである。

## 情報BOX とよなか

人権文化のまちづくり講座

映画「外泊 (ウエバク)」

外泊

'외박, 동침 프리 변실'

홈에버여성노동자들의 510일 파업기록 (2007-2008)

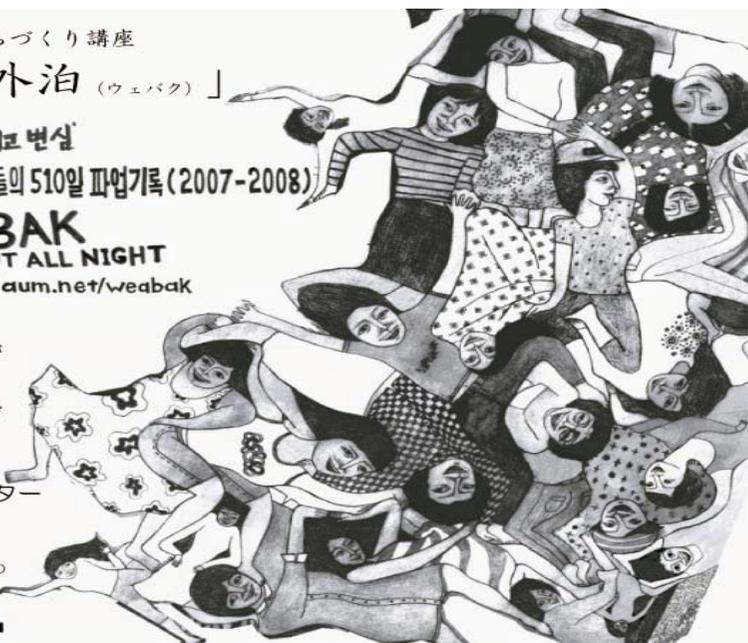
WEABAK  
STAY OUT ALL NIGHT  
<http://daum.net/weabak>

2007年6月30日夜、500人の女性労働者たちが勤務先スーパーのカウンターを占拠した。翌7月1日「非正規職保護法」が施行。スーパーを経営するイーランドグループは、レジ係の外注化や新賃金体系で、差別を固定化しようとしていた。非正規、正規の女性労働者たちはその差別的扱いに怒り、立ち上がったのだ。(ドキュメンタリー75分)

と き：3月3日(水) 19時～  
と ころ：豊中人権まちづくりセンター  
入場無料

主催：豊中人権まちづくりセンター  
企画：とよなか人権文化まちづくり協会  
電話：06-6841-1313、06-6841-5300

2007년 6월 30일 밤, 500명의 여성 노동자들이 근무하는 슈퍼마켓의 카운터를 점거했다. 다음날 7월 1일 「비정규직 보호법」이 시행되었다. 슈퍼마켓을 운영하는 이랜드그룹은,レジ係의 아웃소싱화나 새로운 임금체계를 통해, 차별을 고정화하려 하였다. 비정규직, 정규직 여성 노동자들은 이러한 차별적인 대우에 분노하여, 일어난 것이다. (75분 다큐멘터리)



## ホームレスの仕事をつくり、自立を応援する雑誌『ビッグイシュー』ふたび

【石原敏（評議員）】

あれっ、きょうはいないのか？と近づいてやっど気づく。まいど…寒いねえ～。大丈夫？寒さはまだいいんですけど、きょうは風が強いのでこたえます。だんだんみえへんところへ追いやられてるね。そうなんですよ、まったくの日陰で、わかりにくくなっちゃって…。

阪急百貨店の立て替え工事で、人の流れが変わった被害者がここにも一人居て、風が強く、この冬一番の寒さというこの日は、彼の「ビッグイシューいかがですか～」も風と車の騒音と雑踏でかき消されそうでした。

Mさんは07年1月から、ここ、阪急～大阪駅の歩道橋下に立っています。彼は勉強家で行動的です。自らミニ冊子を作って、渡してくれます。パソコン検定3級を取得し、1級をめざしています。昨年9月には、イタリア、ミラノでおこなわれた、フットサルホームレスワールドカップにも参加しました。12月には念願のアパートに入居して、自立への道を歩んでいます。

『ビッグイシュー』日本版は、100号を超え、136号を迎えています。2004年3月の第2号でふれました、この雑誌がつづいていることが、日本、世界のグローバル経済という名の、バクチ資本主義の矛盾を露わにしていますが、一方、私にとっては、羅針盤ともいべき存在になっています。という程、内容は豊富です。例えば、最新号の136号は、ファースト記事のダス

ティン・ホフマン、セカンド記事の「PTSDを病む英国帰還兵たちの今」の写真を見るだけで、300円はオツリがくるくらいの価値が私に



にはあります。私の好きな雨宮処凛さん、浜矩子さんのコーナー、販売員さんの紹介コーナーなどの他、いろんな知らない世界へといざなってくれます。料理コーナーもあるという具合です。

大阪駅周辺、旭屋書店前、ドーチカなどで販売員さんを見かけたら、ぜひ購読してみてください。300円のうち140円が仕入れで、160円が彼らの収入となります。

第24号（09年9月）でふれました、狭山裁判が第3再審の今、半世紀ぶりに動き出します。12月16日、東京高裁が東京高検に未開示証拠8点の「開示勧告」をおこないました。新聞、雑誌の報道も風向きが変わったように思われます。5月には第3回目の三者協議が予定されています。3月20日の午後には、石川一雄さん、早智子さんを招いての集会も予定されています（13:00～、豊中人権まちづくりセンター）。

2009年12月11日、「ハンセン病問題を考える」をテーマにハンセン病関西退所者原告団いちょうの会の宮良正吉さんと社会福祉法人大阪府総合福祉協会ハンセン病回復者支援センターの富田めぐみさんのお二人に来ていただき、ハンセン病問題の現状や課題について、そして現在も療養所生活を余儀なくされている回復者の方や療養所退所者の方が安心して社会復帰できるまちづくり・地域づくりについて、それぞれからお話していただきました。以下に再録します。

【重本洋輔（事務局）】

## ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 宮良正吉さんのお話

### はじめに～ハンセン病を発症して

私は現在「ハンセン病回復者」として生きております。ありのままの姿で生きたいという思いから今年5月にハンセン病回復者であることを公言しました。

私は1945年の7月に沖縄の石垣島で生まれたのですが、1945年と言えば太平洋戦争の末期です。当時は食べ物もなく、栄養なんかはほとんど行き届いていませんし、衛生面も悪く、そのような生活環境で私は育ったわけですから、おそらくはそれらが原因でハンセン病に感染したのではないかと思います。

ハンセン病を発症したのは私が小学3年生のときで、まず手足、耳、尻、首に赤い斑紋ができたのですが、それが次第に酷くなっていき、小学校4年生の終わりの頃には身体いっぱい斑紋ができていました。さらに手は痺れてきて感覚がなくなり、もう、これは誰から見てもおかしいという状態だったと思います。そのときのことと特に嫌な思い出はありませんが、当時は人の視線というのを強く意識し、怖く感じたというのが今でも記憶に残っています。

そして4年生の時に身体検査でハンセン病に感染していたことが分かりました。

ある日、母が私を抱きながら一晩中泣いていまして、私は母が泣いている理由が分からず、ずっと抱かれていました。その後「沖縄本島の病院で診てもらってきなさい」と言われ、兄と2人で沖縄本島に渡り「沖縄愛楽園」に行きました。そして到着後すぐに診察してもらったわけですが、診察が終わったときには兄の姿はそこにはありませんでした。私は一生懸命兄を捜したのですが、兄は見つかりませんし療養所からは出られませんし、そのとき自分は捨てられたとまでは思いませんでしたが、1週間ほど泣いていたと思います。



### 療養所での生活～大阪へ出てきて

そして、愛楽園での生活が始まりましたが、そこで最初に名前を変えるように言われました。自分がハンセン病療養所に入所していることが他人に知られると家族に迷惑がかかるからというのがその理由で

す。ですが私は親からもらった自分の名前を変えるということをどうしても理解できなかったので、療養所内でもずっと本名で通してきました。

沖縄のハンセン病患者の特徴としては、本土でハンセン病に感染された方の特徴としては、顔などが変形されているといった症状の方が多いのですが、沖縄の場合、指や手足のない方が多かったと思います。その理由は戦時中に防空壕を掘る作業で、療養所の人たちはハンセン病による末梢神経の麻痺により手足の感覚がないにも関わらず過酷な壕掘作業をしていくわけですから生傷が絶えません。更に薬がないため治療もできずに、最終的に傷が悪化して手足を切断しなければならなくなったからだと思います。

日本では戦後の1948年から「プロミン」というハンセン病の治療薬が使用されるようになり、翌年1949年には沖縄でも使用されるようになりました。おかげで私の場合は、療養所に入所したときにすぐ治療を受けることができたので比較的軽い後遺症で済んだと思います。ですが、それ以前にハンセン病に感染した方については大きな後遺症が残っている方も多いです。

現在は治療法も確立され、ハンセン病は既に治る病気になっており、日本ではハン



セン病を発症する人はほとんどいなくなっています。

私の場合は中学校2年まで愛楽園で過ごしました。当時の沖縄は信託統治領でしたから沖縄から本土の高校に直接進学することはできなかったの、パスポートで本土へ渡って、鹿児島、熊本、香川県などの療養所を経由して、そこから入学試験を受けて高校に進学するといったシステムになっていました。そこで私は本土に渡って、長島愛生園内にあった定時制の邑久高校の新良田教室で治療を受けながら4年間勉強させてもらいました。それから4年後、大阪に出てきて福島にある印刷会社に就職しました。最初の3年間は、知らないことや分からないことが多すぎて、一般の話にはなかなか参加できませんでしたが、少しずついろんなことを覚え、関西弁も覚え、そして初めて職場や周りの人たちとも打ち解けて話せるようになりました。

### 結婚～そして家族への告白

私が結婚したのは、大阪に出てきて6年後の25歳のときで、妻とは職場で出会いました。私は既にハンセン病は治っていましたが、当時は再発の可能性もあったので、妻には自分がハンセン病であったことを全て話しました。それから息子と娘が生まれたんですが、息子と娘には2004年頃に自分がハンセン病であったことを話しました。この頃、娘は大学を卒業して実家に帰ってきておりましたので、ある日、娘に「実は、お父さんはハンセン病や、今まで黙っていて申し訳なかった。お前が結婚するときに自分が原因で破談になるかもしれないと思ってずっと隠していた」と言いますと、娘が「心配せんでも

ええ。そんなつまらん人とは結婚せえへんから安心して」と言ってくれたので、肩の荷が下りたと言いますか、全て話して良かったと思います。息子の方は既に結婚して実家を出ていましたので、息子と息子の奥さんについては後で話しました。

他にもカミングアウトして良かったと思ったこと、嬉しかったことがありました。息子が中学校で英語の講師をしているのですが、息子から「ハンセン病問題について、中学校で話してくれへんか？」という依頼があり、また近所の人でも新聞のカミングアウトの記事を読んだと言って励ましてくれることもあります。

## 最後に

現在、関西には100人くらいの療養所退所者がいると言われていますが、やっぱり今でも厳しい偏見や差別が無くならずに残っています。私のように軽い症状であれば、黙っていれば分からないかもしれませんが、後遺症が大きい方の場合はそうはいきません。ですが、やっぱりみんな社会に出て生きていたいと思っています。社会に出れば人生を自由に生きることができず、療養所は収容所と一緒に隔離されていますからね。だから、後遺症があっても身体が不自由であってもやっぱり社会

に出て、生きていきたいという思いが強いのと思います。

最後になりますが、私がカミングアウトした理由は、2009年の4月から「ハンセン病問題基本法」が実施されたことで勇気をいただいたからです。中でも一番勇気をいただいたのは「差別の禁止」ですね。これが法律の中に謳われているということと、それから国の責任だけではなく自治体の責任についても明確にされ、更にハンセン病患者等ということで当事者だけでなく親戚や親族にも配慮しており、僕自身は非常に勇気づけられたと感じています。そして、カミングアウトすることを決意しました。ですが、現実はまだまだ厳しく、特に後遺症の大きい方は大変で、療養所の入所者は平均年齢80歳になっており、退所した人も既に平均年齢は68歳くらいになっています。その中でも後遺症の酷い方は介護の問題も切実に迫っており、自分たちで介護の勉強をしたり、互いに励まし合いながら生きていますが、せつかく今回のような法律が施行されたのですからそれを生きたものにしていきたいと思っています。ですから皆さんには、ぜひ地域ぐるみでのサポートをしていただきたいと思います。

## 大阪府総合福祉協会ハンセン病回復者支援センター 富田めぐみさんのお話

### ハンセン病問題について

まず「ハンセン病問題」とは、ハンセン病回復者とその家族に対する重大な人権

侵害、今も続いている差別の問題です。

今年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、「国に



よるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題」、「ハンセン病の患者であったものの等の福祉

の増進・名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの」といった具合に「国の隔離政策が原因で様々なことが起こってきている」「それらは全部ハンセン病問題である」ということが明確にされ、その被害回復をすることがこの法律の目的であるということとを国がはっきり認めているので非常に意味深い法律だと思います。

ここでハンセン病問題について具体的に説明しますと、1つめには未だに療養所に入所されている方が今年の5月1日現在で2568名もおられ、平均年齢は80.2歳、在院期間は50～70年以上、つまり未だに回復の方が退所できないという状況を社会が生み出しているということですね。退所ができないのだから安心して療養所で暮らしたいといった当事者の方の希望を受けて、2001年の国賠訴訟裁判の後に国は「最後の1人になっても在園保障をし、社会の中での生活と遜色のない生活力の水準を確保する」と約束しましたが、社会の中で生活をされている高齢者の方と比べて、療養所での医療や福祉サービスが遜色ないかと言えば現実には決してそうではありません。もう既に100～50人を切った療養所が出てきており、療養所内の医者

や看護師の数も少なく、医療の提供も非常に難しくなっています。介護の問題についても同様に人手不足が顕著に現れています。こんなことでは入所者の方はとも安心して生活できません。

もう1つは、社会復帰されている方が全国で約1400人いると言われていますが、この数については国賠訴訟以降の2002年から療養所を退所された方に支払われている「退所者給与金」を需給されている人の数です。ですが、ハンセン病であったことが発覚することを恐れて「退所者給与金」を申請されていない方もいらっしゃいます。したがって実際に社会復帰されている人の数はもっと多いかと思えます。更にハンセン病であったことを隠しているために医療や福祉サービスを受けられない方もいらっしゃいます。

また、現在でも回復者の家族や親族が差別を受けているという現実があり、「親戚がハンセン病療養所に入所しているために結婚を反対された」といったことなどが起こっています。

それから熊本県の黒川温泉で2003年に起こった温泉宿泊拒否事件についてですが、これはある温泉ホテルに療養所入所の方10数名の名前で宿泊申し込みをおこなった際に宿泊を拒否された事件ですね。このような差別や偏見が今の時代になってもまだ残っています。

こういった療養所に入所されている方の問題、退所されている方の問題、そして差別の問題、これらをどのように解決していくのかが私たちに課されている課題だと

思います。

### ハンセン病回復者がおかれている実態

退所者の生活実態調査による現状についての事例として、ハンセン病歴が知られることを恐れて地域医療ではなく療養所まで行って治療を受けている人がいます。また、ある方は包丁で手を切ってしまいましたが、病院に行かずに自分で治療をしていたんですね。もし病院に行っていなかったら敗血症になっていたと思います。

このようにハンセン病の後遺症により怪我や火傷が悪化すると場合によってはその箇所を切断しないとイケないということがあるんですね。ですからご自身でもケアを心掛けてはいますが、医療や訪問看護など周りの人間が気をつけて見ていくことが非常に重要です。

### 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立

そのような実態の中で、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。ですが多くの府県や市町村では「ハンセン病問題の解決のために何をする

のか？」と言えば「まだ何も考えていない」というのが現状です。

ですから「何をするのか？」については、私たちから考えていけないといけません。私は「まずは地域が変わる」ことではないかと思います。療養所に入所されている方や社会復帰されている方に「何が必要？何をしてほしい？」と聞くのではなく、「私の地域ではこんなことをします、だから地域に帰って来てください、故郷に帰ってきてください」などといったことを言うべきではないかと思います。そして、社会復帰された方や今も療養所に入所されている方がハンセン病であったことを明らかにしても安心して暮らせるような場所をつくる、社会をつくるといったこと、そしていろいろな苦しい思いを持っておられる回復者の方々に対して「私たちには何ができるのか」を共に考えていけたら良いなと思います。



### アンケートから

●一番身近な存在である家族にハンセン病回復者であるということを隠しておかなければならなかった宮良さんの苦しさ、そしてカミングアウトした時のまわりの人たちの温かさを感じることができました。今の私ができることは何かを思い、決意し、カミングアウトした人に対して拒否をするのではなく、宮良さんのまわりにいた温かい人たちのように受け止め、共に生きる道を目指すことなのかな？と思いました。

●ハンセン病の差別について、差別があるということは知っていたが、その経緯・実際の問題点については知らなかったのとでも参考になりました。富田さんの話の中にもあったが、自治体職員に対する研修機会が増えることが必要に思う。ハンセン病の問題だけでなく、人と人が関わる関係性についても考えることのできる機会になると思います。

## 差別事件を考える

### 「人権まちづくりセンター」がない地図は どうしてできたのか？

末広町のマンション販売に関わって、地図に豊中人権まちづくりセンターがないことについて、マンションを建てたSホームズという会社が販売チラシなどを依頼したY社から事情を聞く会（確認会）が2月1日（月）にありました。Y社からは東京本社から総務部長と、Sホームズから実際に仕事を受けた関西支社の担当者とチラシ（地図も含めて）を作った人の3人が、大阪府連から2人、豊中から5人が出席しました。

はじめに経過を追って、だれがどういうふううけて、どのようにチラシがつくられたのかということを確認しました。SホームズがY社へチラシなどの依頼をし、Y社はそれをうけ土地などの調査をSマーケティングに依頼し、Sマーケティングは他に依頼をした。Sマーケティングは依頼した所からあがってきた書類を見て、地域の表現があまりにもひどかったので、「不人気地域」「不人気地域施設街区」と表現を変え、Y社へ渡した。Y社の受け取った担当者は、「ああ、周辺に同和地区があるんだ」というぐらいで個人的な考え方として、あまりそのようなことは気にしたことはなかった。逆に、気にしていたらそういうときは何か加工したりするが、何も気にしないから、そのまま部下に仕事をまかせた、と言いました。

実際に地図をつくった人は次のように言っています。

■Y社（A、B）、★府連）

★：普通、地図というのはどういう位置にあるのかとか、周辺にどういう施設があるのかというのをわかりやすく伝えるのが大事だと思うが、公共施設が抜け落ちるといのは考えにくい。なぜ抜けたんですか？

■A：地図を作ったときに、駅と物件があって、どれだけ駅から近いとか、駅に行くにあたって、何が一番便利なのかとか、そういったのを中心に作っていった。

★：公共施設が抜けるのはわかりづらいんですけど。最初に現地の地図を作られたと言われましたが、当然、周辺を歩かれるわけですよね？

■A：歩いたことはあまりないです。

★：人権まちづくりセンターがあるのも知らなかった？チラシの写真の中にも入っている大きな建物ですが。そうするとあなた自身が同和地区が周辺にあって、同和地区に関係する公共施設が周辺にあるということを知ったのが11月頃であったと？

■A：そうですね。

★：それまでは全然知らなかったと？

■A：はい。

★：売るためには、例えば「駅から近い」とか「高級住宅地と隣接している」とか、いうことを全面に押し出すはず。そうすると、同和地区が入る部分は消したいなあと、地図をつくる時に同和地区を示唆するような施設があればそこだけぬいておこうかということになってくるんじゃないか。

■B：事実としてそうであれば、そうなんでしょうけど、おそらく彼は教育機関とか

スーパーとか学校とか、そういうものを中心に拾っていったと思う。

★：保育所があるんですよ。

■B：わかってなかったんだと思います。

★：これファミリー層の物件ですよ。小学校とか保育所について、こんな身近なところに保育所があるというのは、物件を売り出す際にプラス要素ですよ。

■B：そうですね。

★：ですから公園は入ってるんですけど、この施設が抜けてるというのは。そこにはどう考えてもある意図があったと。

■B：まずお客さんから指示があって、「これを外せ」とか「これをこうしろ」とかいうことがない限りは、代理店の方で操作したりすることはない。

★：ということは、Sホームズさんから依頼があったのですか？

■B：いや、Sホームズさんから指示とい

うことも全くないですから。

なんか、いろいろな人がかばい合い、自分たちを正当化しようとするほど、つじつまが合わなくなり、とても聞いていて情けない気持ちになりました。Y社が非をみとめ、不動産業界の暗黙の了解のような「下位地域（部落）」をのけるといことをやめようと言える人たちになってほしいと強く願います。

「不人気地域（下位地域）」と書かれたところで生活している私たち。地図に豊中人権まちづくりセンターがのっていない・・・、「またかあ～」なんて、流すのではなく、部落差別を腹の底から怒り、やっぱりおかしいことはおかしい、と言っていかなければと、改めて思いました。

【酒井留美（事務局）】



これだけの広範囲にいるんな施設を載せながら、地図のほぼ中央にある「センター」だけが見事に消えています。「チェックもれでした」「見落としました」との言い分を信じますか？報告書には、「不人気地域と隣接しており、地区の不利もあり、阪急豊中駅・駅近の利便地ながら、難しさのある立地」「学校区も市内最下位校にあたり、一般的なファミリーマンションとしては、懸念のある地域性といえる」とあります。これと、センターのない地図とは見事な対を為すと思うのは、下巢の勘ぐりなのでしょうか？

12月4日、第五中学校で第10回人権フェスタ「ひまわり」が開催されました。開会のあと、元岐阜大学教授の藤田敬一さんの「五中生とふれあって～ななかまはずれがないということ」というテーマで講演があり、その後、一年生から順に以下のテーマで力が入った、熱のこもった発表が行われました。

- 一年生「仲間を知り、自分を知る・まちと出会い、人とつながる」  
「ふれ愛子どもカーニバル」「フィールドワーク・聞き取り」の報告
- 二年生「まちを知る・人を知る・人とつながる～働くということ」  
「地域体験学習」の報告と群読「たわむれの石でも」
- 三年生「自分を見つめ、仲間とつながり、共に生き合う」  
「3年間の振り返り」と「先輩の発信（部落問題学習）から学んだこと」の報告

五中は2008年度から二年間、文部科学省の「人権教育指定校」をうけており、この日の発表はそのまとめの意味もありましたが、部落問題学習を軸にすえた「夢バトン・はみごのないまち・学校づくり」のとりにくみが重ねられていること、三学年ともそれぞれがしっかりと「夢バトン」を握っていることがよく伝わってきました。

五中のとりにくみのすばらしさは、各学年の発表のタイトルにも表れているように、クラスや学校内にとどまらず、私たちを含む地域のさまざまな人とつながっていることにあると思います。三年生が三年間の振り返りのなかで、出会った人たちからいろんなものを得たと言っていました。それは地域根ざしを大事にした五中教育をしっかりと生徒たちが自分のものにしていて、それを実感させるものでした。

3年前に卒業した53期生がとりにくんだ部落問題学習の中で生まれた「夢バトン・はみごのないまち・学校づくり」は、58期生にまで受け継がれてきましたが、この発表会の前日には来年度に入学してくる59期生にも伝えられています。これは、「地域

の課題に根ざした人権教育を基盤とする五中教育の創造」の核と

いってもいいと思います。



そして、何よりもうれしいのは、このとりにくみが部落の子どもが部落問題から目をそらしたり、逃げたりするのではなく、まわりの子どもたちとの呼べば応える関係が育まれる中で、自分の問題としてまっすぐに見つめ、向き合う状況をつくっていることです。これは、差別問題を差別する側の問題として糺すのではなく、また、差別される側の恨み・つらみを突き出すのでもなく、「差別はおかしい」という一点で共感し、つながれる関係をつくることをめざしてきた五中の部落問題学習の大きな成果だと思います。

発表会のあと、2年間のとりにくみの研究報告会がありましたが、それを聞きながら、次のようなことを考えました。「特別措置法」がなくなり、部落解放運動も勢いや

熱をなくし、「部落問題は終わった」という見方が広がっているなかであって、学校はもちろん、いろんな場で部落問題をとりあげることは簡単ではなく、難しく、きびしくなっています。だから、いわゆる「同和教育推進校」であっても、部落問題学習は当たり前ではなくなっているし、とりくんだとしても、「解体新書」や「庭造り」「洪染め一揆」「水平社宣言」「太鼓」など、歴史的な事柄が中心になっています。目の前にある生の部落問題にはなかなか手をつけることはありません。

その意味では、五中はこれまでにない発想と構想力で、寺本知さんに始まり、轟温泉や住宅1・2棟など、そこにある部落問題の素材をとりこんで部落問題学習

を組み立てました。特にセリフを発し、身体で演じ、自分のからだと心で部落差別の理不尽さを体感していくという演劇のスタイルは、演じる者と観る者とが一体化した空間をつくりだしたこともあり、大きなインパクトとなりました。これは、活きた教材となっています。

私たちも及ばずながらそのお手伝いをしてきましたが、その中で、地域連携の大切さとすばらしさ、部落問題学習の醍醐味を味わうことができたことは何にも代え難い喜びであり、感謝したいと思います。「夢ボタン・はみごのないまち・学校づくり」のとりくみがさらに前に進むようにお互いがんばり合いたいと思います。

【佐々木寛治（事務局）】

## 蛍池地域から

### 「蛍池人権ネットワークまつり・2月ふれあい月間」に取り組む!

毎年2月を中心に地域教育協議会「子育て・ふれあいの会」の各団体で、人権に関わる取り組みを行なっていますが、メイン事業として取り組んでいる「ふれあいフェスティバル」を、2月7日(日)に十八中学校の体育館で開催し、850名もの参加がありました。



「ヒューマンライツ・アイ」では、2年前にもセンターの「音

楽と講演の夕べ」に来て頂いた石田志芳さんに、お話と歌を聞かせてもらいました。お話では、貧しさと暴力の毎日の中、母親も精神的に病気になり、母に「死んでくれ」と毎日首を絞められ、自分が生きてみるとみんなが迷惑だと思い、自分自身の体を傷つけて生活してきた。結婚、出産、離婚を経験し、ある日娘に「ママ、私、死んだ方がいいよね」と言われた時に、母と同じことをしている自分に気づき「ごめんね」と言った。今もその不安と背中合わせの生活の中、いろんな人たちに支えられながら生きている。いろんな出し方をする子

どもたちがいると思うが、その子どもに問題があるのではなく、その子どもの周りに問題があるので、そこに向き合って欲しいというメッセージがありました。

「響きあう仲間たち」では、小学生・中学生・PTAのみなさん、地域で活動されているサークルの人たちの表現発表がありました。その中でも、毎年取り組まれてきている子育てふれあいの会の地域家庭教育部会での「子どもの事を考える学習会」では今年も地域の大人が集まり、保護者が中心にスライド絵本「おこだでませんように」に取り組み、最後の場面では、3名の方々に、自分の生い立ちを振り返り、今の子どもたちや大人へのメッセージを伝えてもらいました。

会場の体育館には、写真展「対岸の肖像」－BURAKUとのかけ橋－を開催し、後日の2月13日(土)には、蛍池人權まちづくりセンターで、「映像写真と講演の夕べ」として、この写真展に参加された、川崎さんと山本さん、音野さんと春貴さんにお越しいただき、お話を聞く事が出来ました。川崎さんは、これまで部落を避けて来た親に対して、差別から逃げてきたと思ってみていたが、解放運動をしてきた人と出会うことで、「子どもを差別から守りたかったのでは？」と聞くことで、親への見方が少し変わったように思う。今は、家の中で部落問題の話が出来るようになったが、まだまだ身近な部落問題を耳にすると、前向きにばかり考えられない自分がいると言われていました。

山本さんは、父親が解放運動に取り組

んでいたもので、家にはほとんどいなくて、直接部落問題について話を聞く機会はありませんでした。地域内で育ったので、単なるふるさとでしかなかった。子どもの時から、太鼓に出会い、太鼓を通じて部落問題について発信して行こうと思いい、現在も太鼓の活動をされていますが、自分の周りでは、今も、結婚差別を受けている友人がいたり、自分より年下の知人が就職差別を受けていたりしている中で、おかしいもんはおかしいと言っていきたいと言われていました。

音野さんは、以前豊中の学校へ来た時に、子どもたちと出会ったが、今も昔も子どもの置かれている状況は何も変わっていません。「もっと人を信じていいんちゃうかなあ？もっと人を信じて分かり合えばいいと思う。牛の割りたてはぬくい、ぬくい関係はできるし、人を信じる仲間の関係を作りたい」と話していただきました。

とても短い時間で、もっといろいろ聞くことが出来ればよかったのですが、3人の方それぞれの経験からのお話で、私たちが作ろうとしている、まちづくりに大きなヒントをたくさんいただいたように思いました。



【福島智子（事務局）】

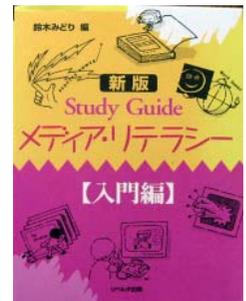
## 資料室だより

豊中人権まちづくりセンター2階「資料室」では、部落問題をはじめとする様々な人権問題に関する書籍・資料等を収集し、閲覧、貸出をおこなっています。部落問題や他の人権問題の解決に向けた学習、調査研究などに活用していただければ幸いです。貸出については全て無料ですので、ぜひ、お気軽にお立ち寄り下さい。なお、こちらで紹介している新着図書等につきましては貸出中の場合がありますが、予めご了承ください。

- 利用時間：月曜日～土曜日 8時45分～17時15分  
(日曜・祝日はお休みです)

## 新着図書のご案内

- 反冤罪  
鎌田慧 創森社 2009年11月発行
- メディア・リテラシー（入門編）  
鈴木みどり リベルタ出版 2004年12月発行
- メディア・リテラシー（ジェンダー編）  
鈴木みどり リベルタ出版 2003年4月発行
- 井深八重の生涯に学ぶ  
中村剛 あいり出版 2009年7月発行
- 穢と大祓  
山本幸司 解放出版社 2009年12月発行
- 皮革（かわ）の歴史と民俗  
のびしょうじ 解放出版社 2009年11月発行
- へこたれへん 差別はきっとなくなる  
松村智広 解放出版社 2009年11月発行
- 北の風 南の風  
竹内渉 解放出版社 2009年12月発行
- 部落問題学習の授業のネタ  
部落問題学習ネタつくろう会 解放出版社  
2009年12月発行
- 橋の上の殺意  
鎌田慧 平凡社 2009年6月発行
- 排除と差別の社会学  
好井裕明 有斐閣 2009年12月発行



一人で悩まないで...

## 人権相談をご利用ください

時間：午後 1 時～ 5 時

月・水・金→蛸池人権まちづくりセンター(06-6841-2315)

Eメール bpazk307@tcct.zaq.ne.jp

火・木・土→豊中人権まちづくりセンター(06-6841-5300)

Eメール bpayf811@tcct.zaq.ne.jp

### あ・と・が・き

■「冤罪」と聞けばいくつかの事件が思い浮かぶように、珍しい言葉ではなくなってきましたが、林さんにお書きいただいた大阪地裁で審理中の「村木裁判」もその様相が濃くなっています。冤罪事件のほとんどと言ってもいいですが、マスコミの「犯人視」報道が大きな役割を果たしています。村木さんの場合も、例に漏れませんが、取り調べで「自白」した証人がことごとく証言を翻し、検察の描いた事件の構図をひっくり返すという異例の事態になり、さすがのマスコミも冤罪では？との姿勢で報道しています。推移を注視したいと思います。■「人権サロン」では、ハンセン病問題の今について宮良さんと富田さんにお話しいただきました。「基本法」の施行から1年になろうとしています。問題解決にはまだまだ多くの課題があるとの指摘がありました。ハンセン病問題は、人として当たり前地域で生きることを妨げるものが、この社会には根強くあることを映し出していますが、それは私たち一人ひとりのありようを問うものでもあると思います。■「ひょうまんプラザ」は、人権教育推進委員協議会と企業人権啓発推進員協議会、人権教育研究協議会、豊中市、豊中市教育委員会、協会の6者による協働組織で、部落問題をテーマに啓発活動を行っています。今回は、中央公民館の登録グループの人権研修の場を借りました。結婚

問題は部落問題の“最後の壁”という言い方もされ、差別が露わになるという意味では今なお厳しい側面もあるのは事実です。個人的には、当事者には一世一代の大問題であることは間違いありませんが、その差別をよけていく人もあれば、しっかりと向き合う人もあり、大上段に振りかぶることなく、むしろ淡々と越えているのが実情だろうと思います。伊藤さんのお話は、結婚差別という切り口から今日の部落問題を見た一つの問題提起であったと思います。■今年度最後の号ですが、4月1日より協会は「一般財団法人」として新たな出発をしますから、協会としての最終号となります。「法人化」は、前身の市同促の時代からの懸案事項の一つで、幾度となく議論を重ねてきました。部落問題や同和行政をとりまく状況が変化するなか、議論の集約ができきれずに、時間の経過を余儀なくされてきましたが、このほど、ようやく区切りをつけて、新しい一歩を踏み出すことができました。「法人」になったからといって、コロッと変わるわけではなく、これまでのとりくみは継続していきますので、変わらないおつきあいを願います。しかし、やはり変化は必要ですから、「法人」らしいカラーを出せるようがんばりますので、旧来に倍しますご支援・ご協力をお願いしたいと思います。■ご感想・ご意見・投稿などぜひお寄せください。お待ちしております。

### ●編集・発行

## とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL 06(6841)5300 FAX 06(6841)6655

Eメール jinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>

郵便振替 00960-8-153806